

公用車の低公害車等導入推進のための方針

平成14年度以降、福井市の公用車に対する低公害車等の導入推進を図っていくための方針を次のとおり定める。

1. 低公害車等の購入及びリースに係る導入方針

- (1) 低公害車等の導入の検討は、原則として現有の公用車両の買い替え時、又は新たに購入する場合に行なうものとする。
- (2) 一般公用車は、原則として低公害車等を導入するものとし、特に、ハイブリット自動車(プラグインハイブリッド自動車も含む)、電気自動車、燃料電池自動車などの次世代自動車の導入を優先的に検討するものとする。
- (3) 一般公用車を除く公用車を導入する場合は、原則として低公害車の購入を図るものとするが、その対象車種がないときには低燃費自動車かつ低排出ガス車を購入するものとする。
ただし、上記のいずれにも該当する車種がない場合には、環境に配慮された車両の購入に努めるものとする。
- (4) 公用車をリースにより対応する場合には、原則として低公害車等のリース化に努めるものとする。

3. 定 義

(1) 公用車

公用車とは、福井市が使用する全ての自動車をいう。

ただし、除雪車などその用途が特殊な車両及び自動二輪車は除く。

(2) 一般公用車

公用車のうち、通常の行政事務の用に供する乗用自動車(乗車定員10名以下のものに限る。)であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。

(3) 低公害車等

低公害車等とは、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断の基準を満たす車両とする。

(4) 次世代自動車

次世代自動車とは、窒素酸化物(N_ox)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境に配慮された自動車をいう。種類としては、ハイブリッド自動車(プラグインハイブリッド自動車も含む)、電気自動車、燃料電池自動車などがこれに当たる。

この方針は、平成13年11月12日から適用する。

この方針は、平成22年 4月 1日から適用する。

この方針は、平成24年 4月 2日から適用する。

この方針は、令和 3年 8月 2日から適用する。